

安平町まちづくり事業支援交付金

(1) 事業の主旨等

まちづくりの主役である自治会・町内会、農事組合、ボランティア団体、NPO団体等では、地域で支えあいながら、自分たちの住んでいるまちをもっと良くしようと、地域づくりに関する各種支援事業を活用し、地域振興イベントの開催や自主防災組織に必要な備品整備など、地域の実情に応じた創意工夫にあふれる取り組みを展開しています。

まちづくり事業支援交付金は、安平町まちづくりファンド基金を財源として、コミュニティ団体やボランティア団体等が行う地域に密着した協働によるまちづくりを推進し、地域活動の振興を図り、まちづくりへの積極的な参加を促していくことを目的として取り組む事業に対して交付金を交付する制度です。

(2) 交付の対象者

安平町内に住所を有する者を中心に構成されるコミュニティ団体、ボランティア団体等

(3) 交付率、交付限度額

区 分	交 付 率	交付上限額
ソフト事業	対象経費の 8 / 10 以内	50 万円（下限 5 万円）
ハード事業		500 万円（下限 5 万円）

(4) 交付対象となる事業

ソフト	①公益性を有する非営利法人化支援事業	* 非営利の法人化に係る経費を支援
	②公益性を有する非営利法人の育成支援事業	* 法人化後の活動経費を支援
	③地域づくり、ボランティア団体等の育成事業	* 組織強化のための研修会等
	④地域振興のためのイベント事業	* 実行委員会等による事業
	⑤地域文化の継承・活用のための事業	* ワークショップや記録誌制作等の事業
	⑥地域資源を活用した事業	* 地域の魅力を伝える交流事業等
	⑦地域づくり活動に必要となる備品整備事業	* 自主防災組織等の備品整備
ハード	①地域防災・防犯活動等に資する施設整備事業	* 防災倉庫等の施設整備
	②地域の会館改修等整備事業	* 屋根の塗装やトイレの水洗化等
	③酷暑対策事業	* 地区集会所等のエアコン等の設置
	④伝統文化の継承、歴史的施設の保全・活用に資する施設整備事業	* 歴史的建物を保全しながらリニューアルし、賑わい創出の拠点とする事業等
	⑤観光振興に資する施設整備事業	* 観光看板等の施設整備
	⑥選考委員会において助成対象と認める事業	* プレゼンテーションを経て採否を判断

(5) 募集期間及び交付決定までのスケジュール

ソフト事業 毎年度 4 月 1 日～ 4 月末日まで募集受付し、審査及び交付決定を行います。
※ 5 月以降は、予算の範囲内で随時募集受付します。

ハード事業 毎年度 4 月 1 日～ 4 月末日まで募集受付します。
選定委員会での審査 毎年度 5 月下旬を予定
交付金の交付決定 毎年度 6 月上旬～